

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ

南会津町犯罪被害者等 見舞金等制度のご案内

殺人や傷害などの故意の犯罪行為により死亡された方のご遺族や重傷病を負われた方が、被害直後に直面する経済的な負担の軽減を目的とする見舞金等制度です。福島県と南会津町でご支援いたします。

遺族見舞金

対象者 | 犯罪により死亡した方の第1順位遺族

金額 | 60万円

重傷病見舞金

対象者 | 犯罪により重傷病※を受けた方

※負傷や疾病により、療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院（精神疾患の場合は、通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された方

金額 | 30万円

転居費用助成金

対象者 | 見舞金に該当する方のうち、犯罪により従前の住居に居住することが困難になり、新たな住居へ転居される方

金額 | 上限20万円

- ※ いずれも、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、南会津町内に住所を有する被害者又はご遺族であること
- ※ 令和6年12月20日以降に発生した犯罪による被害であること
- ※ その他にも要件がありますが、詳しくはお問合せください

お問い合わせはお気軽に

南会津町 住民生活課 消防交通係

電話：0241-62-6120

メール：h_jyusei@minamiaizu.org